

## 議案第51号

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を  
改正する規則の制定について

## 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和46年川崎市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第4条の表職員部の部給与厚生課の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

## 制 定 理 由

組織整備に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するものである。

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市教育委員会事務局事務分掌規則 昭和46年10月14日教委規則第19号</p> <p>(第1条～第3条 略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第4条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。 (略)</p> <p>職員部 教職員企画課</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 教職員の人事施策に係る調整、調査及び企画立案に関すること。</li> <li>(2) 教職員の定数に関すること。</li> <li>(3) 学級編制に関すること。</li> <li>(4) 教職員の給与等の国庫負担金等に関すること。</li> <li>(5) 職員団体等に関すること。</li> <li>(6) 職員及び教職員（以下「職員等」という。）の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。</li> </ol> <p>教職員人事課</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 教職員の任免、昇給、昇格、分限、懲戒、服務、人事記録その他の人事及び研修に関すること。</li> <li>(2) 教職員の配置及び人事評価に関すること。</li> <li>(3) 教職員に係る争訟に関すること。</li> <li>(4) 教職員の選考に関すること。</li> <li>(5) 教育職員免許に関すること。</li> </ol> <p>給与厚生課</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 職員等の給与の支給に関すること。</li> </ol>	<p>○川崎市教育委員会事務局事務分掌規則 昭和46年10月14日教委規則第19号</p> <p>(第1条～第3条 略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第4条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。 (略)</p> <p>職員部 教職員企画課</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 教職員の人事施策に係る調整、調査及び企画立案に関すること。</li> <li>(2) 教職員の定数に関すること。</li> <li>(3) 学級編制に関すること。</li> <li>(4) 教職員の給与等の国庫負担金等に関すること。</li> <li>(5) 職員団体等に関すること。</li> <li>(6) 職員及び教職員（以下「職員等」という。）の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。</li> </ol> <p>教職員人事課</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 教職員の任免、昇給、昇格、分限、懲戒、服務、人事記録その他の人事及び研修に関すること。</li> <li>(2) 教職員の配置及び人事評価に関すること。</li> <li>(3) 教職員に係る争訟に関すること。</li> <li>(4) 教職員の選考に関すること。</li> <li>(5) 教育職員免許に関すること。</li> </ol> <p>給与厚生課</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 職員等の給与の支給に関すること。</li> </ol>

改正後	改正前
<p>(2) 職員等の被服貸与に関する事。</p> <p>(3) 一般財団法人川崎市立学校教職員互助会に関する事。</p> <p>(4) 公立学校共済組合との連絡調整に関する事。</p> <p>(5) 職員等の安全衛生管理及び公務災害補償に関する事。</p> <p><u>(6)</u> 職員等の福利厚生に関する事。</p> <p><u>(7)</u> 職員等の健康管理に関する事。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>(2) 職員等の被服貸与に関する事。</p> <p>(3) 一般財団法人川崎市立学校教職員互助会に関する事。</p> <p>(4) 公立学校共済組合との連絡調整に関する事。</p> <p>(5) 職員等の安全衛生管理及び公務災害補償に関する事。</p> <p><u>(6) 職員等の旅費の認定に関する事。</u></p> <p><u>(7)</u> 職員等の福利厚生に関する事。</p> <p><u>(8)</u> 職員等の健康管理に関する事。</p> <p>(以下 略)</p>